

採用時における住民票記載事項証明書等の提出書類について

公的証明書を採用時の提出書類として取扱う場合、労働者名簿作成のため「氏名」「生年月日」「性別」「住所」のすべての確認が必要となりますので、以下をご参考の上、諸手続きくださいますようお願いいたします。

○：記載あり、(※)：要確認、－：記載なし

	記載事項	氏名	生年月日	性別	住所	備考
	公的証明書等					
1枚で確認できる 公的証明書（例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票記載事項証明書（写し可）</li> <li>・マイナンバーカード（表面のみ）(※1)</li> <li>・住民基本台帳カード</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・介護保険被保険者証</li> </ul>	○	○	○	○	(※1) 裏面はマイナンバーが記載されていますので、表面のみを提出いただくようお願いいたします。
複数の組合せにより 確認する公的証明書 （例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> </ul>	○	○	－	○	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券（パスポート）</li> </ul>	(※2)	○	○	－	(※2) 日本国籍の場合は、漢字表記が確認出来る公的証明書と組合せて提出をお願いします。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金手帳</li> </ul>	(※3)	○	○	(※4)	(※3) 旧姓が記載されている場合は、戸籍上の氏名が確認出来る公的証明書と組合せて提出をお願いします。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済組合員証</li> </ul>	○	○	○	(※4)	(※4) 記載漏れがないことを確認してください。

※ 必要のない個人情報が記載されている場合もありますので、当該部分を消す（黒塗りする）などするようご留意願います。

※ その他、「被保険者証」、「国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書、免許証」等にて確認することも可能です。

※ 有効期限の記載がある公的証明書につきましては、有効期限内のみが該当となりますのでご注意ください。